

機密情報の中でも、特に国家の安全に関わるのが軍事技術あるいは軍事転用可能な技術に関する情報である。軍事技術は通常、最先端の技術である。最先端の技術といえば特許出願する、というのが一般的だ。それは「早く出願した者の勝ち」だからである。

問題は、我が国の法律では、仮に軍事転用可能技術であっても、出願内容は原則、遅くとも1年6ヶ月後には全世界に向けて「公開」される点である。公開されればインターネットを通じ、無料で世界中から誰もが見ることができる。

では他国も日本と同じなのであるうか。実は先進7カ国では、日本以外は「安全保障」の觀点から特許出願の内容に安全保障上の問題のある内容が含まれてい

すぎみつ・か
ずなり 66年生
まれ。慶應大法
卒。東北大博士
(工学)。専門
は知的財産論



杉光一成

特許からの先端情報流出

金沢工業大学教授

安全保障上の審査存在せず

伊藤俊幸

金沢工業大学教授

特許情報に関する安全保障制度

制度の有無	内 容	対 象	罰則など
日本	×	×	×
米国	○ 登録延期	国家の安全を害するもの	行政処分・刑事責任
中国	○ 秘密特許	国の安全または重大な利益に関するもの	行政処分・刑事責任
ロシア	○ 秘密特許	国家機密に関するもの	行政処分・刑事責任
韓国	○ 秘密特許	国防上必要なもの	行政処分
ドイツ	○ 秘密特許	国家機密に関するもの	行政処分・刑事責任
フランス	○ 登録延期	国の安全の侵害に関するもの	行政処分・刑事責任

(*) 日本は日米防衛特許協定により米国の軍事関連技術のみ秘密にする例外あり。
逆に日本の技術は秘密にされない

経済産業省には韓国、「グループA（日本ホワイト国）」除外で話題となつた「輸出貿易管理令」が存在する。しかし、この法令は文字通り、物や役務に関する「貿易」が対象であつて、技術情報の流出一般を防止するためのものではない。唯一、民間の技術情報の包括的な管理の役割を担える可能性のある部署は大臣官房内の「経済安全保障室」だが、この組織は6月2日に新設さればかりだ。

至る前に批判が生じ、調査すらしてこなかったのが從来だったといえる。では何らかの制度、例えば外国への出願を許可制にした場合の問題としては何が考えられるだろうか。まずは、政府側としては許可対象となる技術情報かどうかという選別をどのように基準で行うかだ。

特に軍事転用可能か否かについては、韓国との間で問題となっているフッ化水素も半導体製造に使われる

その上で、現状のように制度導入ありきではなく前提で、少なくとも実能についての調査研究は行うべきであろう。

障だけで問題がない。特に最先端技術を含む許「情報」に関する安へ。障について、外国出願許制度など新たに必要な制度はないか、あるとすればあるべきかについて、討すべき時期が来ていてはなかろうか。

るかどうかが政府が審査する。具体的には、自国の安全保障に問題のある特許出願について一定の期間、内容の公開を制限する制度であり、当然のことながら国への出願も制限される。制限の手法は、中国、「シリアのよつに内容を公開せず特許権を与える狭義の「秘密特許制度」もあれば、米国、英国、フランスのように一定期間は非公開だが、安全保障の問題がなくなった時点で特許権を付与して公開する（登録延期）制度もある。特許情報に関する制度として國の安全に関する制度が全く存在しないのは20世

国・地域（G20）でも日本とメキシコだけである。この状況について識者が「これまでも問題提起がされてきた。関西大学の山名美加教授は2004年の論文で「議論は日本においては現在ではほとんど耳にすることがない」と述べている。国際原子力機関（IAEA）の技術者として、八木雅浩氏は14年の論文で日本だけが本制度を導入していない点を指摘した。また、具体的にプルトニウム抽出技術、ウラン濃縮技術など大量破壊兵器に関する日本の特許情報が実際に存在することを件数とともに示し、「公開による核拡散防止の不利益は計り知れない」と述べている。我々は「ウランを濃縮する技術」について日本の特許データベースを確認してみた。その結果、「発明の名称」においてウラン濃縮が明確に記載されている出願は542件（19年9月5日現在）だけでも92件、発明内容の「要約」の中にウラン濃縮が記載されている出願は5

トントイド。諸外国は軍事情報の流出防止策が常識に。モノの輸出は制限できるが情報は難しい。政府は先端情報の流出実態の調査研究を。

の制度が存在しないのか。

第二に、立法の過程で必

同時にウランの濃縮や、